

## 建設リサイクル法第10条届出及び第11条通知の受付窓口

令和7年4月1日現在

都道府県名	市区町村	建築基準法第6条第1項第二号の一部※及び第三号に掲げる戸建て住宅等についての届出・通知の受付窓口 ※詳細は別紙を参照				その他の届出・通知の受付窓口			
		担当部局名	担当課等名	電話	所在地	担当部局名	担当課等名	電話	所在地
長崎県	長崎市	長崎市建築部	建築指導課	095-829-1174	長崎市魚の町4-1	長崎市建築部	建築指導課	095-829-1174	長崎市魚の町4-1
	佐世保市	佐世保市都市整備部	建築指導課	0956-24-1111	佐世保市八幡町1番10号	佐世保市都市整備部	建築指導課	0956-24-1111	佐世保市八幡町1番10号
	島原市	島原市建設部	都市整備課	0957-63-1111	島原市上の町537	長崎県島原振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)管理課	0957-63-0111	島原市城内1丁目1205
	諫早市	長崎県央振興局建設部	建築課	0957-22-0010	諫早市永昌東町25-8	長崎県央振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)管理課	0957-22-0010	諫早市永昌東町25-8
	大村市	大村市都市整備部	建築課	0957-53-4111	大村市玖島1-25	長崎県田平土木維持管理事務所	建築課 管理班	0950-57-0562	平戸市田平町山内免808
	平戸市	長崎県北振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	(建築物) 長崎県北振興局建設部 (建築物以外) 長崎県田平土木維持管理事務所	建築課 管理班	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25
	松浦市	長崎県北振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	(建築物) 長崎県北振興局建設部 (建築物以外) 長崎県田平土木維持管理事務所	建築課 管理班	0950-57-0562	平戸市田平町山内免808
	対馬市	長崎県対馬振興局建設部	管理課	0920-52-1311	対馬市厳原町宮谷224	長崎県対馬振興局建設部	管理課	0920-52-1311	対馬市厳原町宮谷224
	壱岐市	長崎県壱岐振興局建設部	管理・用地課	0920-47-1111	壱岐市郷ノ浦町本村触570	長崎県壱岐振興局建設部	管理・用地課	0920-47-1111	壱岐市郷ノ浦町本村触570
	五島市	五島市建設管理部	建設課	0959-72-6111	五島市福江町1-1	長崎県五島振興局建設部	管理・用地課	0959-72-2121	五島市福江町7-1
西海市	長崎県北振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	(建築物) 長崎県北振興局建設部 (建築物以外) 長崎県大瀬戸土木維持管理事務所	建築課 管理班	0956-23-4211 0959-22-0067	佐世保市木場田町3-25 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128-16	
	雲仙市	長崎県島原振興局建設部	建築課	0957-63-0111	島原市城内1丁目1205	長崎県島原振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)管理課	0957-63-0111	島原市城内1丁目1205
	南島原市	長崎県長崎振興局建設部	建築課	095-844-2181	長崎市大橋町11-1	長崎県長崎振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)管理課	095-844-2181	長崎市大橋町11-1
	長与町	長崎県長崎振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	長崎県長崎振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)建設管理課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25
	時津町	長崎県長崎振興局建設部	建築課	095-844-2181	長崎市大橋町11-1	長崎県長崎振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)建設管理課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25
	東彼杵町	長崎県北振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	長崎県北振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)建設管理課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25
	川棚町	長崎県北振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	長崎県北振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)建設管理課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25
	波佐見町	長崎県北振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	長崎県北振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)建設管理課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25
	小値賀町	長崎県北振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	長崎県北振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)建設管理課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25
	佐々町	長崎県北振興局建設部	建築課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25	長崎県北振興局建設部	(建築物)建築課 (建築物以外)建設管理課	0956-23-4211	佐世保市木場田町3-25
新上五島町	長崎県五島振興局上五島支所	管理・用地課	0959-42-1141	南松浦郡新上五島町有川郷578-2	長崎県五島振興局上五島支所	管理・用地課	0959-42-1141	南松浦郡新上五島町有川郷578-2	

# 島原市・大村市・五島市（限定特定行政庁）における建設リサイクル法の届出の窓口変更に関するお知らせ

島原市・大村市・五島市における建築物の解体工事について、建設リサイクル法の届出先が一部変更になります。令和7年4月以降の届出は、解体工事を行う木造建築物の規模により、届出先は以下のとおりになります。

## 変更① 市役所から県振興局に窓口が変わるもの

- 都市計画区域内において、2階以下で延べ面積が300 m<sup>2</sup>を超え、500 m<sup>2</sup>以下の木造建築物は県振興局が窓口となります

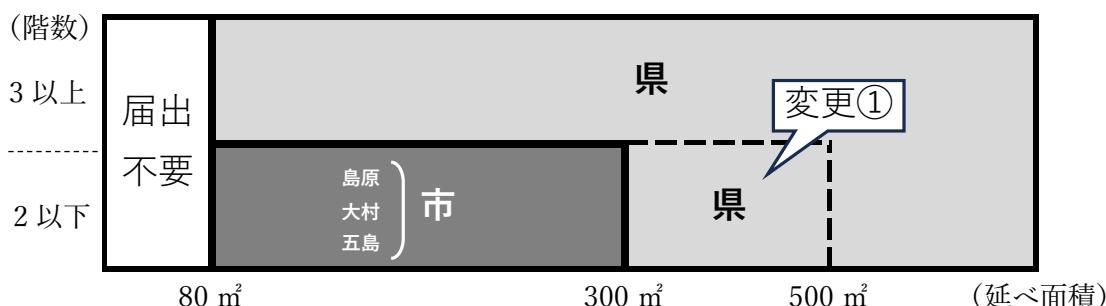
※特殊建築物で延べ面積が200 m<sup>2</sup>を超えるものは今までどおり県振興局が窓口です。

## 変更② 県振興局から市役所に窓口が変わるもの

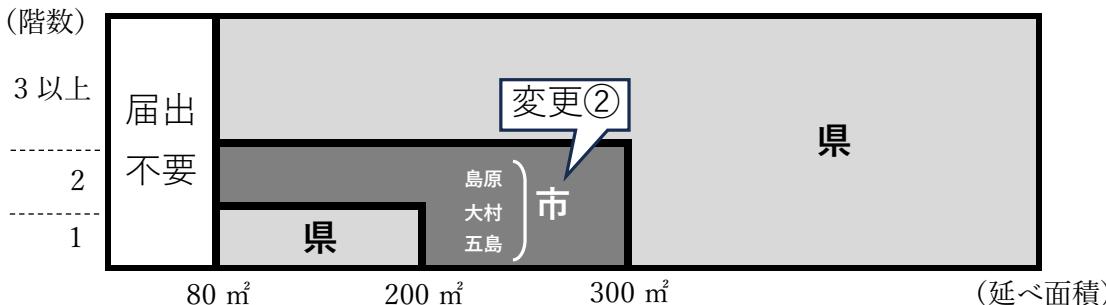
- 都市計画区域外において、2階以下で延べ面積が300 m<sup>2</sup>以下（平屋かつ延べ面積が200 m<sup>2</sup>以下は除く）の木造建築物は市役所が窓口となります

※特殊建築物で延べ面積が200 m<sup>2</sup>を超えるものは今までどおり県振興局が窓口です。

### 都市計画区域内 (木造建築物の場合)



### 都市計画区域外 (木造建築物の場合)



全体版は裏面をご覧ください>>>

## お問合せ先

島原市建設部都市整備課 0957-63-1111  
大村市都市整備部建築課 0957-53-4111  
五島市建設管理部建設課 0959-72-6111

長崎県島原振興局建設部建築課 0957-63-0111  
長崎県県央振興局建設部建築課 0957-22-0010  
長崎県五島振興局建設部管理・用地課 0959-72-2121

## 【全体版】島原市・大村市・五島市における建設リサイクル法の届出の窓口（令和7年4月以降）

### 都市計画区域内で解体工事をする場合

#### 県が窓口

- 下記のうち、いずれかに該当するもの
- 特殊建築物で、その用途の床面積の合計が $200\text{ m}^2$ を超えるもの
  - 木造の建築物で地階を除く階数が3以上又は床面積の合計が $300\text{ m}^2$ を超える、若しくは高さが16mを超えるもの（平屋かつ床面積の合計が $200\text{ m}^2$ 以下のものは高さに関わらず市が窓口になります）
  - 木造以外の建築物で階数が2以上又は床面積の合計が $200\text{ m}^2$ を超えるもの

#### 市が窓口

- 下記のうち、いずれかに該当するもの
- 木造の建築物で地階を除く階数が2以下かつ床面積の合計が $80\sim300\text{ m}^2$ 、高さが16m以下のもの（平屋かつ床面積の合計が $200\text{ m}^2$ 以下のものは高さに関わらず市が窓口になります）
  - 木造以外の建築物で平屋かつ床面積の合計が $80\sim200\text{ m}^2$ のもの
- ※特殊建築物で、その用途の床面積の合計が $200\text{ m}^2$ を超えるものは県振興局が窓口になります

### 都市計画区域外で解体工事をする場合

#### 県が窓口

- 下記のうち、いずれかに該当するもの
- 特殊建築物で、その用途の床面積の合計が $200\text{ m}^2$ を超えるもの
  - 木造の建築物で地階を除く階数が3以上又は床面積の合計が $300\text{ m}^2$ を超える、若しくは高さが16mを超えるもの
  - 木造の建築物で平屋かつ床面積の合計が $80\sim200\text{ m}^2$ のもの
  - 木造以外の建築物で床面積の合計が $80\text{ m}^2$ 以上のもの

#### 市が窓口

- 木造の建築物で地階を除く階数が2以下かつ床面積の合計が $80\sim300\text{ m}^2$ （平屋かつ床面積の合計が $200\text{ m}^2$ 以下を除く）、高さが16m以下のもの
- ※木造の建築物で平屋かつ床面積の合計が $80\sim200\text{ m}^2$ のものは県の振興局が窓口になります  
※特殊建築物で、その用途の床面積の合計が $200\text{ m}^2$ を超えるものは県振興局が窓口になります

### その他工事をする場合

- 建築物に係る新築又は増築の工事で床面積の合計が $500\text{ m}^2$ であるもの（増築の工事については増築部分の面積）は、県振興局が窓口になります。
- 建築物の修繕・模様替え等工事（リフォーム等）で請負金額の額が1億円以上であるものは、上記の解体工事の条件を修繕・模様替え等を行う建築物に置き換えて判断してください（ただし、修繕・模様替え等工事（リフォーム等）の場合、建築物の床面積の合計が $80\text{ m}^2$ 未満であっても、届出をする必要があります）。
- 建築物以外の工作物の工事（土木工事等）で請負金額の額が500万円以上の場合は、県振興局が窓口になります。